【 公 開 用 】

令和７年第３回伊達市議会定例会

議　案　説　明　資　料

議　　案　　名	資　　料　　名
議案第４号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての概要
議案第５号　伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要
議案第６号　伊達市及び有珠郡大滝村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部を改正する条例	伊達市及び有珠郡大滝村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部を改正する条例の概要
議案第７号　伊達市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	伊達市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の概要
議案第８号　伊達市行政財産使用料条例の一部を改正する条例	伊達市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の概要
議案第９号　伊達市印鑑条例の一部を改正する条例	伊達市印鑑条例の一部を改正する条例の概要
議案第10号　令和７年度伊達市一般会計補正予算（第４号）	１　防災対策経費（津波避難用緊急避難路整備事業） ２　防災対策経費（Ｊアラート新型受信機等更新事業） ３　介護施設等環境改善事業補助金 ４　地域介護・福祉空間整備等補助金 ５　畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金 ６　農地利用効率化等支援事業補助金 ７　地域振興促進補助金（債務負担行為設定含む。） ８　白樺団地集約等事業

議案第４号説明資料

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての概要

１　変更の趣旨

「江差町・上ノ国町学校給食組合」が解散に伴い北海道市町村職員退職手当組合を脱退することから、同組合の規約を改めるものである。

２　変更の内容

別表（２）一部事務組合及び広域連合の表から「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

３　新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
別表
組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合
(1)　市町村　略
(2)　一部事務組合及び広域連合
<table>
<tr><th>区分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>渡島管内</td><td>略</td></tr>
<tr><td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、檜山広域行政組合</td></tr>
<tr><td>後志管内</td><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
別表
組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合
(1)　市町村　略
(2)　一部事務組合及び広域連合
<table>
<tr><th>区分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>渡島管内</td><td>略</td></tr>
<tr><td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、檜山広域行政組合</td></tr>
<tr><td>後志管内</td><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第５号説明資料

伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

１　制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法において規定された乳児等通園支援事業について、設備及び運営に関する基準を定めるため、国の基準府令（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）に基づき条例を制定するものである。

２　乳児等通園支援事業の概要

(1)　事業の目的

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とするもの

(2)　対象となる子ども

生後６か月から満３歳未満の子どもで、保育所、認定こども園等に通っていないもの

(3)　サービスの内容

月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟な利用が可能となる。

(4)　乳児等通園支援事業の種類

ア　一般型乳児等通園支援事業　保育所等において、定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う事業

イ　余裕活用型乳児等通園支援事業　保育所等を利用する児童の数がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う事業

３　条例の概要

乳児等通園支援事業に関する基準として、保育所、幼稚園、認定こども園等において、利用乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するために面談並びに情報の提供、助言その他の援助を行う事業に係る施設の設備安全計画、職員、衛生管理等の運営に関する基準について規定している。

４　施行期日

公布の日

議案第６号説明資料

伊達市及び有珠郡大滝村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部を改正する条例の概要

１　改正の趣旨

令和８年３月31日をもって地域自治区の設置期間が満了することから、今後の方針について地域における協議及びパブリックコメントを実施し検討した結果、「大滝区」の名称が市内外に広く定着していること、大滝区振興基金の活用方法を審議する場が必要であること、地域自治区を廃止した場合に発生する手続や費用の発生等を勘案し、設置期間を再度10年間延長すべきとなったため、所要の条例改正を行うものである。

２　改正の内容

「地域自治区の設置に関する協議書」で規定している設置期間を延長するため平成27年に制定した本条例を改正し、設置期間を再度延長する。

３　新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（設置期間の変更） **第２条**　協議書第３条中「10年間」を「令和18年３月31日」に変更する。	（設置期間の変更） **第２条**　協議書第３条中「10年間」を「平成38年３月31日」に変更する。

議案第７号説明資料

伊達市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

１　改正の趣旨

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものである。

２　改正の内容

法改正に伴い国が示した条例案に基づき、次の事項等について改正を行う。

(1)　新たな部分休業制度（第１条及び第３条関係）

従来の部分休業（第１号部分休業）に加え、法において新たに選択できるよう規定された部分休業（第２号部分休業。１年につき条例で定める時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないもの）について、必要な規定を整備する。

(2)　仕事と育児の両立支援制度（第２条関係）

仕事と育児の両立に資する支援制度を整備するため、妊娠、出産等についての申出をした又は３歳に満たない子を養育する職員に対する制度に係る情報提供、利用意向の確認及び配慮について規定する。

３　新旧対照表

(1)　伊達市職員の育児休業等に関する条例（第１条関係）

改　正　案	現　行
（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条、第15条、第17条、第18条第３項並びに第19条第１項から第３項まで及び第５項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条、第15条、第17条、第18条第３項並びに第19条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
（第１号部分休業の承認） **第16条**　育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 ２　労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて	（部分休業） **第16条**　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 ２　生後１年に達しない子を養育する職員が、勤務時間条例第14条に規定する特別休暇で育児時間又は勤務時間条例第15条の２に規定する介護時間を承認された場合については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて

勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第２号部分休業の承認）

第16条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第16条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第16条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)　非常勤職員以外の職員　77時間30分

(2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）

第16条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学

勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い） **第17条**　職員が育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第９条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第11条の10第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） **第18条**　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） **第17条**　職員が＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第９条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第11条の10第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） **第18条**　第13条の規定は、部分休業について準用する。

(2)　伊達市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第２条関係）

改　　正　　案	現　　行
（介護休暇） **第15条**　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２及び３　略 （妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） **第17条の２**　任命権者は、伊達市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号。第３号において「育休条例」という。）第19条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	（介護休暇） **第15条**　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の　定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２及び３　略

改　　正　　案	現　　行
(2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3)　育休条例第19条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない (1)　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3)　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） **第17条の３**　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　略 （勤務環境の整備に関する措置） **第17条の４**　略	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） **第17条の２**　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　略 （勤務環境の整備に関する措置） **第17条の３**　略

(3)　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第３条関係）

改　　正　　案	現　　行

（給与の減額） **第20条**　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部（２時間を超えない範囲内又は１年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） **第20条**　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその３歳に満たない子　　を養育するため１日の勤務時間の一部　　を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第８号説明資料

伊達市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の概要

１　改正の趣旨

電気通信事業者の商号変更及び使用料の算定根拠を明確にすることに伴い、所要の条例改正を行うものである。

２　改正の内容

所要の文言等の整理のほか、次の事項に係る改正を行う。

(1)　電気通信事業者の商号変更に伴い事業者名を変更する。

(2)　使用期間が１年に満たない期間に係る月額使用料及び１月に満たない期間に係る日額使用料の計算方法を明確にする。

３　新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（使用料） **第２条**　略 ２　前項に規定する使用料の額は、別表第１及び　　別表第２に定める額とする。 ３　使用料のうち年額で定めたものについて、使用許可の期間中１年に満たない期間については月割計算による額とし、当該期間中１月に満たない期間については１月当たりの額を30で除した額に使用日数を乗じて得た額とする。 ４　使用料のうち月額で定めたものについて、使用許可の期間中１月に満たない期間については使用料の月額を30で除した額に使用日数を乗じて得た額とする。 ５　前３項の規定により算定した使用料の額が１００円に満たない場合は、これを１００円とする。 ６　第２項から第４項までの規定により算定した使用料の額が１００円以上である場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 ７　第２項から第６項までの規定にかかわらず、伊達市立学校の校舎、屋内運動場及びプールを短期間使用する場合の使用料及び附属設備の使用料は、別表第３に定める額とする。 **別表第１**（第２条関係）	（使用料） **第２条**　略 ２　前項に規定する使用料の額は、別表第１に定める使用料算定基準に従い市長が定める。ただし、電柱等の支持物、地下埋設物、自動販売機その他これに類するものの設置に係る使用料にあつては、別表第２に定める額とする。 ３　前項の使用料は、当該使用許可の期間が１年に満たないか又は１年に満たない期間があるときは当該期間については月割計算により、その期間が１月に満たないか又は１月に満たない期間があるときは当該期間については日割計算により算定した額とする。 ４　前２項の規定により算定した使用料の額が１００円に満たない場合は、これを１００円とする。 ５　第２項及び第３項　　の規定により算定した使用料の額が１００円以上である場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 ６　第２項から第５項　　の規定にかかわらず、伊達市立学校の校舎、屋内運動場及びプールを短期間使用する場合の使用料及び附属設備の使用料は、別表第３に定める額とする。 **別表第１**（第２条関係）

区分	使用料（年額）
土地	当該土地の時価×（5／100）
略	略

備考

１～３　略

別表第２（第２条関係）

区分		使用料
電柱等の支持物、地下埋設物その他の物件等の設置	ＮＴＴ東日本株式会社が使用する場合	略
	上記以外の者が使用する場合	(1)　略 (2)　前号以外のものを使用する場合は、伊達市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第７号）別表（備考第１項及び第７項から第10項までの規定を除く。）に定める額を準用する。この場合において、同表中「占用料」とあるのは「使用料」と、「占用」とあるのは「使用」と、「占用面積」とあるのは「使用面積」と、「占用物件」とあるのは「使用物件」とそれぞれ読み替えるものとする。
自動販売機その他これに類するもの		略

使用料算定基準（年額）

土地	当該土地の時価×（5／100）
略	略

備考

１～３　略

別表第２（第２条関係）

区分		使用料
電柱等の支持物、地下埋設物その他これらに類するもの	日本電信電話株式会社が使用する場合	略
	上記以外の者が使用する場合	(1)　略 (2)　前号以外のものを使用する場合は、伊達市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第７号）別表（備考第１項及び第５項から第８項までの規定を除く。）に定める額を準用する。この場合において、同表中「占用料」とあるのは「使用料」と、「占用」とあるのは「使用」と、「占用面積」とあるのは「使用面積」と、「占用物件」とあるのは「使用物件」とそれぞれ読み替えるものとする。
自動販売機その他これに類するもの		略

議案第９号説明資料

伊達市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

１　改正の趣旨

「電気通信事業法」の一部改正に伴い、所要の条例改正を行うものである。

２　改正の内容

当該法律の条項の繰下げに伴い、引用条項を改めるとともに、所要の文言整理を行うものである。

３　新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（印鑑登録の抹消） **第10条**　略 (1)　前条　の規定による届出があったとき。 (2)～(6)　略 ２　略 （印鑑登録証明の申請） **第11条**　略 ２　略 ３　第１項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な操作を自ら行うことにより、第14条に規定する印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	（印鑑登録の抹消） **第10条**　略 (1)　第９条の規定による届出があったとき。 (2)～(6)　略 ２　略 （印鑑登録証明の申請） **第11条**　略 ２　略 ３　第１項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な操作を自ら行うことにより、第14条に規定する印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

議案第10号説明資料

（単位：千円）

1　防災対策経費（津波避難用緊急避難路整備事業）

(1) 事業の概要

津波の第一波到達（約61分を想定）までに避難が困難な地域住民の安全を確保するため、館山下及び西浜地区の住民が浸水想定区域外へ円滑かつ迅速に避難できるよう、線路横断を可能とする避難経路を整備するための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
1,784	・線路横断用蹴破り式ドア等設置工事 設置場所：西浜町110番地１ ・線路横断に係る土地借上料	1,754 30

(3) 財源内訳

計	一般財源
1,784	1,784

(4) 事業位置図

2　防災対策経費（Ｊアラート新型受信機等更新事業）

(1) 事業の概要

災害時の迅速な警報伝達に必要な全国瞬時警報システム（Ｊアラート）のセキュリティ強化を図るため、設備更新に係る経費を計上する。

なお、財源として「緊急防災・減災事業債」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
6,961	・Ｊアラート専用アンテナ設置及び回線分離工事　3,355 北海道における通信ネットワークの第３世代化に対応するための工事 ・Ｊアラート新型受信機設置工事　3,606 令和８年度末の現行受信機のソフトウェアのサポート終了に対応するための工事 ※なお、本事業は緊急防災・減災事業債を活用できるが、当該事業債の対象期間が令和７年度をもって終了となるため１年度前倒しで実施する。

(3) 財源内訳

計	市債	一般財源
6,961	3,600	3,361

3　介護施設等環境改善事業補助金

(1) 事業の概要

入居者及び職員の熱中症対策のため、介護施設のリビング兼食堂及び利用者個室に壁掛け型エアコンを設置する事業者に対し、経費の一部を補助する。

なお、財源として国の「介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業)」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
3,629	介護施設等環境改善事業補助金　3,629 ・補助対象者、事業内容等

補助対象者	施設名	定員	エアコン設置箇所
社会福祉法人 泰生会	グループホームこもれび （松ヶ枝町154番地20）	18名	リビング兼食堂 （１階及び２階）
有限会社 グッドライフ	グループホームアウル （舟岡町337番地１）	18名	利用者個室（18室）
	小規模多機能型居宅介護 事業所アウル （弄月町50番地28）	29名	利用者個室（９室）

・総事業費　6,815

国補助（補助率：1/2、上限額：100万円/施設）　2,419

市補助（補助率：1/4、上限額： 50万円/施設）　1,210

事業者負担（負担率：1/4）　3,186

(3) 財源内訳

計	国	一般財源
3,629	2,419	1,210

4　地域介護・福祉空間整備等補助金

(1) 事業の概要

停電時における施設利用者の安全・安心を確保するため、介護サービス施設に非常用自家発電設備を整備する事業者に対し、経費の一部を補助する。

なお、財源として国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用する。

(2) 事業の内容

<table>
<tr><th>事業費</th><th>事業の内容</th></tr>
<tr><td>7,730</td><td>地域介護・福祉空間整備等補助金　7,730
・補助対象者、事業内容等
<table>
<tr><th>補助対象者</th><th>施設名</th><th>定員</th><th>事業内容</th></tr>
<tr><td>有限会社
グッドライフ</td><td>グループホームアウル
（舟岡町337番地１）</td><td>18名</td><td>非常用自家発電
設備の整備</td></tr>
</table>
・総事業費　8,503
国補助（補助率：全額、上限額：7,730千円）　7,730
事業者負担（補助対象外経費を負担）　773</td></tr>
</table>

(3) 財源内訳

計	国
7,730	7,730

5　畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金

(1) 事業の概要

持続可能な畑作産地の形成を推進するため、伊達市農業協同組合が実施する種ばれいしょの安定供給及びばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大に向けた取組に対し、事業費を補助する。

なお、財源として北海道の「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」を活用する。

※令和６年度予算の「持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金」から名称変更

(2) 事業の内容

<table>
<tr><th>事業費</th><th>事業の内容</th></tr>
<tr><td>640</td><td>畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金　640
・種ばれいしょの安定供給対策
罹病率低減に向けた取組（罹病株の抜取り等）
対象面積及び単価：483ａ×8,000円/10ａ＝386,400円
・ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大
ほ場巡回調査
対象面積及び単価：845ａ×3,000円/10ａ＝253,500円</td></tr>
</table>

(3) 財源内訳

計	北海道
640	640

6　農地利用効率化等支援事業補助金

(1) 事業の概要

農業の担い手の育成及び確保を推進するため、経営改善や経営面積の拡大に取り組む認定農業者等に対し、農業用機械の導入経費の一部を補助する。

なお、財源として北海道の「農地利用効率化等支援交付金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
6,775	農地利用効率化等支援事業補助金 ・補助額 リースによる導入の場合は農業用機械の取得相当額の3/7以内 ・補助対象者 稀府地区　１件（農業用機械のリース）	6,775

(3) 財源内訳

計	北海道
6,775	6,775

7　地域振興促進補助金（債務負担行為設定含む。）

(1) 事業の概要

地域の振興を積極的に促進するため、工場等を設置する事業者に対し、当該設置に係る費用等の一部を補助する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
9,270	地域振興促進補助金 ・補助金内訳 工場等設置補助 （固定資産税相当額を３年間補助） 雇用奨励補助 （新規雇用者１名につき20万円を３年度に分割し補助） ・補助対象者 株式会社　村上農園（南稀府町239番地１）	9,270 9,136 134

(3) 財源内訳

計	一般財源
9,270	9,270

(4) 債務負担行為設定額（年度別支出内訳）

年度	支出予定額	財源内訳
		一般財源
令和８年度	9,269	9,269
令和９年度	9,269	9,269
計	18,538	18,538

8　白樺団地集約等事業

(1) 事業の概要

入居率が低い大滝区の市営住宅を有効活用するため、一部について、弾力的運用による企業向け住宅としての運用を目指しており、Ａ棟及びＢ棟の暖房器等をオール電化仕様から灯油仕様に改修するための実施設計が完了し、Ａ棟及びＢ棟入居者の移転完了の目処も立ったことから段階的に改修を実施していくため、Ａ棟の一部（12戸中６戸）の改修工事に係る経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
21,065	・白樺団地Ａ棟改修工事費用（６戸分）	21,065
	電気設備改修工事	3,982
	機械設備改修工事	17,083

(3) 財源内訳

計	一般財源
21,065	21,065
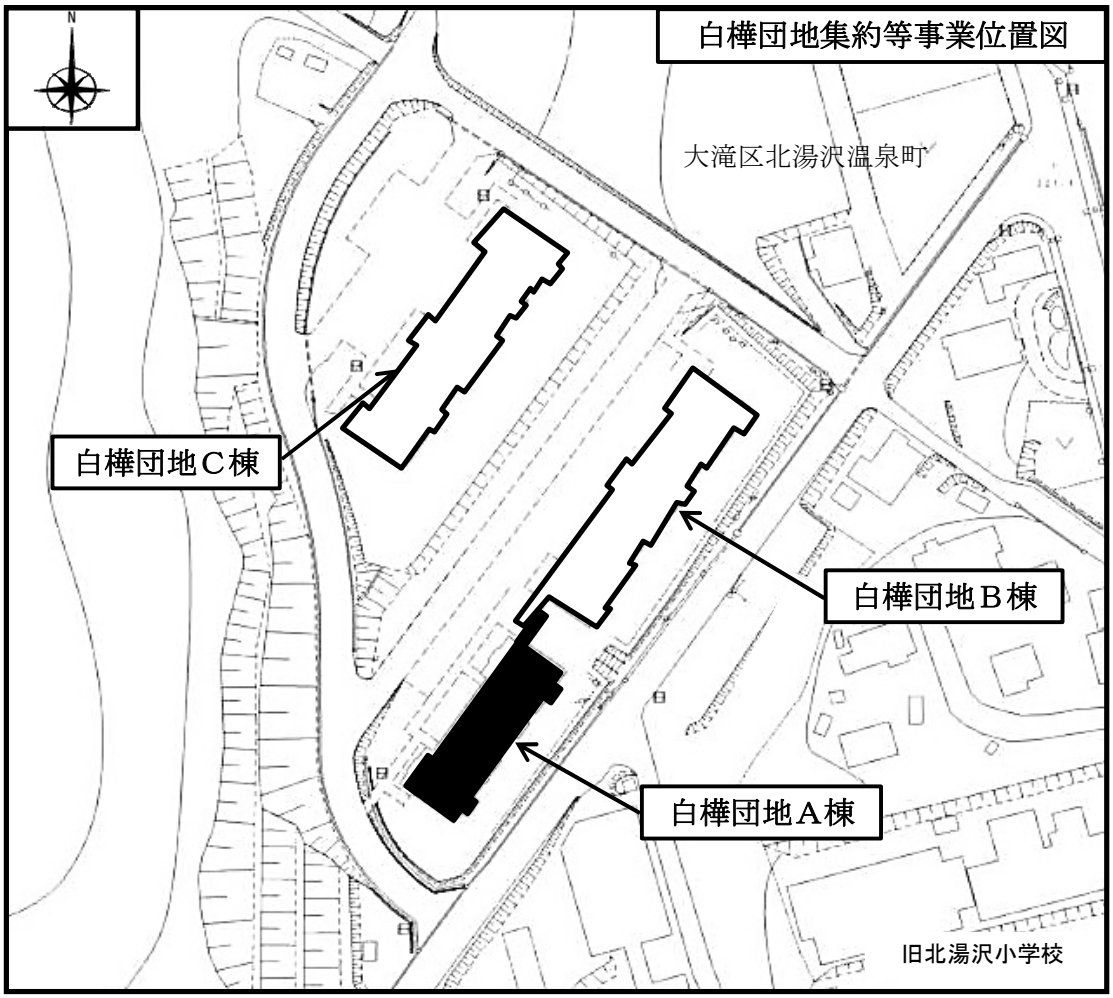
(4) 事業位置図